

お知らせや団体、組織内での転送、回覧、クリックを、よろしくお願いします

● **全労連・春闘共闘 経団連を包囲** /内部留保活用を

賃金上がる国へ「闘争宣言」 しんぶん赤旗 1月13日

● **機体火だるま 18分の脱出劇 羽田事故 衝撃、迫る爆発音**

1月4日 あなたの静岡新聞

● **特報 1月3日・同9日 JCU (ジャパンキャビンクルーユニオン)の方からのご連絡です。**

「元旦から大地震があり、被害が拡大する一方で胸が痛みます。

また、昨日の羽田空港での衝突事故は、乗員乗客全員が脱出でき本当に奇跡的でした。一方で、海上保安庁の5名の方が犠牲になり、本当に残念です。……」

※、以下、順不同で部分的ですが、聞き取りして、印象的と感じたことを、ご紹介します。

「JALの仲間の情報では、開放に使用出来た非常口3か所は、いずれもベテラン(勤続30年以上、20年以上)や中堅(勤続10年以上)の客室乗務員が担当のドアで、その他の、煙や火災で使えなかった5カ所のドアの内4カ所は、23年採用の新人が担当だった模様。ラッキーだったのは、当該機がエアバスのA350型機だったこと。非常口8か所に対し9名の客室乗務員が乗っていて、これももしボーイング787型機(B787)であれば、非常口8か所に対し、客室乗務員はJALでは7名しか配置していません。ANAのB787は、非常口8か所に対し6名の時もあります。つまり、1~2名足りない状況です。規定では『50席に1名の客室乗務員が必要』となっている為です。

あらためて客室乗務員は保安要員であり、諸外国並みに、国家ライセンスの付与が必要だと痛感。国連機関のICAO(※国際民間航空機関 193カ国加盟。日本は1953年から理事国)は、各非常口に客室乗務員を配置することを推奨しています。今後、この編成問題についても国土交通省に働きかけていきたいです」と。

(※ 皆さん、一緒に、取り組みましょう。この記事の、文責は、本号発信者です。)

● **退職強要 ヤマト続行/「雇用終了」通知撤回したが/労組入り再配置**

実現も 社員相談で判明 しんぶん赤旗 1月11日

● **労組づくり妨害するな/テスラやトヨタなど米自動車13社CEOに**

米上院33議員が書簡/“労働者の権利に敵対” しんぶん赤旗 1月6日

● [社説>年のはじめに考える 創刊 140 年「紙齢」の重み - 東京新聞](#)

[https://www.tokyo-np.co.jp >article](https://www.tokyo-np.co.jp/article) 1月4日 - 「東京新聞はこの閣議決定に基づく安全保障関連法に反対し、成立した9月19日と施行日の3月29日には、安保法に反対する長文の社説の掲載を続けてきました。…」

● [大阪地裁が異例の「口止め」命じる 残業代未払い巡る労働審判](#) 毎日新聞 12/22
<https://news.yahoo.co.jp/articles/5876f10b0fb6edf59376202be59cbf771d354633>

えっ 検索出来ない?? (※ 略あり)大阪地裁が雇用主に解決金の支払いを命じる一方、労働者が拒んだ口外禁止条項をつけていたことが判明した。口外禁止条項をつけると職場に周知されなくなるため、雇用主にメリットが大きいとされる。労働者の代理人弁護士は「雇用主の違法行為の助長につながりかねない」と地裁の対応を批判する。

女性側の代理人弁護士によると、地裁は、社協が女性に解決金を支払うとする労働審判を言い渡した。一方、解決内容を第三者に伝えないと約束させる口外禁止条項をつけた。女性は自分以外の職員の残業代も心配し、口外禁止条項を拒否する意見を地裁に伝えていたという。同様のケースでは長崎地裁が2020年、当事者が拒否した場合の口外禁止条項は「過大な負担を強いるもので違法」と判断した裁判がある。【鈴木拓也】

● 【立ち読み知識 ③⑥】 ●三年契約社員の自分は、労組に入ったばかりだけれど、ストライキで賃上げをとるか、契約社員の希望者には、無期限雇用を！とか言ってる。ストって自分たちも出来るの？ (回答) 出来るよ。働いている人はもちろん、失業中でも日本国憲法に「団結する権利及び団体交渉その他の団体行動(※ストライキや宣伝行動ほか)をする権利は、これを保障する」(第28条)とね。これを労働基本権(三権)と言うんだ。 それをもっと具体的に定めているのが労働組合法。使用者による、労働組合活動の拒否や攻撃、不当な支配介入などを「不当労働行為」(労組法第7条)と定め、悪質な場合には、世間から見えるところへの謝罪文の張り出しや、罰金の命令が出る仕組みも有るんだ。労組が、切実なもろもろの要求の実現を求め、事態が進展しない場合には、労働三権にもとずき、会社や非組合側によるスト破りを阻止しながら、労働者の「大事さ」が判るように、軽視されている日常を止めてストライキを行うのさ。 さらに、この正当な行為によって、経営上の損害が出ても、会社は民事事件として損害賠償請求は出来ず(労組法第8条)、又、刑事事件にすることも禁じられている(労組法第一条・刑法第35条)んだよ。

しっかり、要求と取り組みに確信を持ち、団結と信頼で、勝利を！ね。

CU(コミュニティユニオン)東京 (東京地評) 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10

東京労働会館 1階 TEL 03-3946-9277 FAX 03-5395-3242

組合費 月 2000円、内1000円は 労働共済費。協力組合員は 1000円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、首都で個人加盟3千名目標に拡大中。中小企業家との共同・連携、市民と野党の共闘も追及。近況確認と 保存資料閲覧は CU東京 HPへ。情報、連携先紹介は 発信元 m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp 前澤檀まで。